

## 新電元工業健康保険組合

## 「健康保険 被扶養者資格調査」の実施について

平素より、当健保組合の事業運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の指導により、本年も当健保組合「被扶養者認定基準」に基づき、令和5年8月31日現在被扶養者（小・中学生、未就学児は対象外）の調査を行います。

本年度より日本システム技術株式会社に業務委託を行い、インターネット環境（iBss ポータルサイト）を利用した「被扶養者資格調査システム」を導入しました。

同封の「被扶養者資格調査（検認）実施リーフレット」及び「iBss 被扶養者資格調査システムログインマニュアル」をご確認頂き、iBss ポータルサイトにログインして被扶養者資格調査を実施下さい。（令和5年4月1日以降に被扶養者になられた方は確認対象外となります。）

健康保険制度を適切に運営するため、何卒ご理解ご協力の程宜しくお願いいたします。

## 【参考：調査に対する関連法】

- 健康保険法施行規則第50条第1項 健康保険組合は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認または更新をすることができる
- 健康保険法施行規則第50条第7項第1項の規定により検認または更新を行った場合において、その検認または更新を受けない被保険者証は無効とする

## 【提出期限】 令和5年10月6日（金）

■ 提出書類	iBss ポータルサイトにログインして頂きご確認ください。
■ お問い合わせ先	※本確認調査は日本システム技術株式会社へ委託しております。 <システムの操作方法、調査内容について> 専用コールセンター TEL : 050-2018-9841 (平日 10 時～12 時 / 13 時～17 時) MAIL : shindengenkenpo@ibss.jp (24 時間受付可・当組合専用) <その他> 新電元健康保険組合 ☎048-423-0517(平日 9 時から 17 時)
■ 注意事項	○マイナンバー関連法令に基づく行政機関等からの情報連携で、事前に昨年度の収入を確認しております。 ★上記により、非課税・所得証明書のご提出は原則必要ありません。 →何らかの理由により、情報が取得出来なかった方に対しては、こちらより取得のご連絡をさせていただきます。 ※新電元工業健康保険組合個人情報保護基本方針（プライバシーポリシー）に基づいて実施しております。 ○本調査の実施ない場合は、資格の確認が行えないため、被扶養者の資格を失い、資格を失った日に遡って医療費を返還していただくことになります。 ○ <b>昨年度実績に基づき収入超過が確認された場合は、「令和5年1月1日」に遡って資格喪失となります。</b> →喪失日以降に受診された医療費の健保負担分を後日ご請求させていただきます。

## 【個人情報の取扱い】

お預かりした個人情報につきましては“健康保険業務”にのみ使用し、これら以外の目的には使用いたしません。

→関連法 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

・健康保険法および健康保険法施行規則